

# 継続取引一括輸出承認申請手続き

## 1 申請時に必要な手続き等

### 申請方法

- 1 一括輸出承認申請は、NACCS(電子)申請のみとし、申請者本人(法人の場合は、代表権を有する者に限る。)が行うものとします。
- 2 申請項目は下記最新の通達を参照のこと。  
「申請理由」欄は必須申請項目となっておりますが、個別申請時と同様に記載をお願い致します。(「トルエンが50%以上含有するため」「塩酸のため」等)

### 【運用通達】(「貿易管理」ページ、「電子申請」内)

- ・「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」参照
- ・「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等にかかる申請項目について」参照

### 申請時に必要な添付書類

- 1 一括輸出承認制度の対象貨物(6品目)のうち、同一貨物を同一の輸出者が同一の輸入者(買主及び荷受人をいう)に向けて輸出した際の輸出承認証の両面の写し(書面により輸出承認証の発給を受けた場合のみ添付。電子申請で要件が満たされている者は添付不要)6件分(注)。

(注)一括輸出承認申請日前1年間に6件以上輸出承認証を取得している場合には、そのうちの6件分。承認申請日前の3年間の各年に2件以上の輸出承認証を取得している場合にあっては、各年2件ずつ計6件分。

- 2 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し

- 3 社内輸出管理体制が整備されていることを証する次の書類

- (1) 組織図(社内全体図および輸出貿易管理にかかもの)(参考様式参照)
- (2) 受注から出荷までのフロー図(参考様式参照)
- (3) その他必要となる書類

((1)~(3)の書類にて、社内で該非判定や出荷管理が多段階チェックされているかを確認させていただきます。)

※ 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがあります)

- (4) その他経済産業省が特に必要と認める書類

## 継続取引一括輸出承認申請手続き 2 承認証に変更があった場合

### 承認証に変更があった場合

承認後、申請者、買主、荷受人の名称若しくは住所又は仕向地に変更が生じたときは、電子申請(NACCS貿易管理サブシステム)様式に変更事項及び理由を入力し、変更を要することを証する書類の写し等を提出のこと

(変更後、承認証の番号が新たに発行され、旧番号は使用出来なくなります。)

## 継続取引一括輸出承認申請手続き

### 3 更新時に必要な添付書類

#### 更新時に必要な添付書類

- 1 継続的取引実績表(様式)
  - 2 取得済み一括輸出承認証で輸出通関した6契約分の契約書等の写し(更新日の前の1年間に6契約以上ある場合又は3年間の各年に輸出契約件数が2件以上計6件以上の輸出実績があることが更新の要件となっています)。
  - 3 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し
  - 4 社内輸出管理体制が整備されていることを証する次の書類
    - (1) 組織図(参考様式参照)
    - (2) 受注から出荷までのフロー図(参考様式参照)
    - (3) その他必要となる書類  
( (1)～(3)の書類にて、社内で該非判定や出荷管理が多段階チェックされているか確認させていただきます。)
- ※ 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがあります)
- (4) その他経済産業省が特に必要と認める書類